

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-条例5
許認可等の種類	都市公園における公園施設設置・管理、占用、行為許可に係る使用料の還付			
根拠法令条例等・条項	都市公園法第18条、長野県都市公園条例第13条			
許認可等の概要	都市公園における公園管理者以外の公園施設の設置・管理許可、占用許可、行為許可に係る使用料の還付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>○ 長野県都市公園使用許可事務取扱要領</p> <p>第2 公園施設の設置又は管理の許可</p> <p>3 使用料</p> <p>(3) 使用料の還付</p> <p>条例第13条の規定により、次に掲げる事項に該当し、かつ知事が特に必要であると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p> <p>ア 使用する者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。</p> <p>イ 上記アの他、特別な理由があるとき。</p> <p>イに掲げる理由により還付しようとする場合は、建設部長に協議すること。</p> <p>上記により還付する場合の還付する額は、次の算式によるものとする。</p> $\text{既に納付した使用料の額} - \text{既に納付した使用料の額} / 365 \times \text{使用日数} = \text{還付する額}$ <p>(100円未満の場合は100円) (円未満切り上げ)</p> <p>使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書(規則様式第6号)を提出しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	長野県都市公園使用許可事務取扱要領(平成18年 3月 3日付け17都第246号) 第2の3			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(使用料の還付理由が多様であり、還付の可否決定において裁量が大きい事案が想定され、統一的な処理期間の設定が困難であるため)			
期間の制定根拠	—			